

熱海市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、熱海市が発注する建設工事において週休2日の確保を目的とした工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるもの。

(対象工事)

第2条 週休2日制工事の対象（以下「対象工事」という。）となるのは、土木工事標準積算基準書、建築工事積算基準、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業事務必携により積算する工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事を除くものとする。

- (1) 予定価格が500万円未満の工事
- (2) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (3) 施工に必要な実日数（実働日数）が、概ね1ヶ月未満の工事
- (4) 工事完成日に定めがある工事
- (5) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (6) 緊急を要する工事（災害復旧や応急工事等）
- (7) 工事担当課の長が適さないと判断した工事
- (8) 修繕契約

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約期間のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4)現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（発注方法）

第4条 発注者が入札公告、指名通知書、特記仕様書など（電磁的記録を含む）を用い、週休2日制工事に取り組むことを指定して発注を行う。

（工期の設定）

第5条 発注者は、週休2日制工事を発注するにあたり、適切な工期の設定を行なうものとする。また、変更契約を行う場合も同様とする。

（実施方法）

第6条 週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1)受注者は、工事着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画表を作成し、監督員に提出し、これに基づき施工する。
- (2)受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3)受注者は、工事完成図書提出時に現場閉所の実施状況がわかる工程表、工事記録簿等の書類及び現場閉所計画表を監督員へ提出する。
- (4)監督員は、受注者から提出された前号の書類により、現場閉所の状況を確認する。
- (5)受注者の責めに帰すことができない理由により、実施が困難な状況が発生した場合は、両者で協議を行うものとする。

（積算の方法）

第7条 当初の積算において、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により各経費を補正し、算出するものとする。ただし、工事完成後に現場閉所状況を確認し、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じて4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の補正係数により各経費を補正し、契約の変更を行うものとする。なお、4週6休に満たない場合は、当該補正分を減額して契約の変更を行うものとする。なお、次の各号により経費の補正を行うものとする。

(1)土木工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

（成績評定）

第8条 現場閉所率に応じての工事成績評定は行わないものとする。

附 則

この附則は、令和6年4月1日から施行する。